

富山県立桜井高等学校PTA規約

第1条 本会は、富山県立桜井高等学校PTAと称する。

第2条 本会は、本校生徒の保護者と教師及び本会の主旨に賛同する者をもって組織する。

第3条 本会は、会員が平等の立場で民主教育の徹底のために、協議討論をして学校の諸般の運営に寄与すると共に、各人の教養の向上に資することを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、下記の事業を行う。

- 1、民主教育の徹底
- 1、社会教育の振興
- 1、学校施設の運営への寄与
- 1、会員の親睦
- 1、その他

第5条 本会に次の役員を置く。

- ・ 会 長 (1 名)
- ・ 副 会 長 (若干名)
- ・ 常 任 委 員 (若干名)
- ・ 学 年 委 員 (若干名)
- ・ 書 記 (若干名)
- ・ 顧 問 (若干名)
- ・ 会計監査委員 (若干名)

第6条 会長は、本会運営についてその責に任ずる。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

常任委員は、委員会を構成し、本会の業務を担当する。

第7条 会長は総会において選出し、会長がその他の役員を委嘱する。

会長の任期は1年とする。ただし再任を妨げない。その他の役員の任期は原則3年とする。ただし都合による交代を妨げない。

第8条 会長は、本会の庶務、会計等の事務を学校長に委任するものとする。

第9条 本会の経費は、会費及び寄付金をもってこれにあてる。会費は、総会においてこれを定める。

第10条 本会の年度は、4月に始まり、翌年3月末日までとし、予算整理期間を別に定める。

第11条 本会は、年度初めに定期総会を開く。必要なときは臨時総会を開くことができる。

第12条 総会には事業、会計の報告を行う。

第13条 この規約の改正は、総会において出席した会員の3分の2以上の賛同を得てこれを行うことができる。

第14条 本会の会員で、特に功労のあった者についてこれを表彰する。

付則1 この規約は、平成13年5月18日からこれを実施する。

この規約は、平成16年6月22日に一部を改定し、同日からこれを実施する。

この規約は、平成18年5月13日に一部を改定し、同日からからこれを実施する。

施 行 細 則

第1条 事業施行のため下記の各委員会を設ける。

- 1、 広 報
- 2、 研 修
- 3、 生活指導

第2条 地域会及び学級会は、各所属会員の同意によって随時行い、会長に報告する。

第3条 議事進行法は、議会の進行法による。